



# 日本におけるフクロウのペット・カフェ展示利用の現状

## 基礎情報

### フクロウ目 Strigiformes



世界に約240種



うち、日本のフクロウ 11種\*

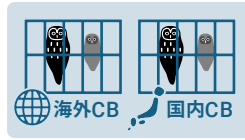
食物連鎖の上位に位置するフクロウは、生態系の健全性を示す指標となる野生動物。なお、日本にいる11種は、いずれも海外にも生息している。

\* 日本野生鳥獣目録に掲載されている種

### 由来とは？



野生捕獲 WC



飼育下繁殖 CB

日本国内で販売・展示されているフクロウは、海外の野生由来（野生で捕獲された個体）か、飼育下繁殖由来（野生捕獲個体を飼育下で繁殖させた個体、またはその子孫）である。

### 日本国内での取引可否

		野生捕獲 (WC)		飼育下繁殖 (CB)	
		海外CB	国内CB	海外CB	国内CB
海外のフクロウ	国際希少種 <sup>*1</sup>	×	×	×	△
	その他	○	○	○	○
日本のフクロウ	国内希少種 <sup>*1</sup>	×	×	×	×
	その他	△	△	△	△

○可 △条件を満たせば可 ×不可

\* 取引=売買や譲受

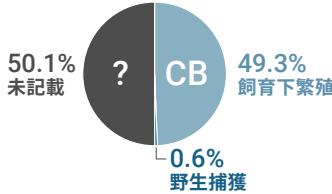
\*\* 海外のフクロウ=日本のフクロウ11種以外のフクロウ

## 国内販売・展示

### 市場調査 2019+2023年

販売展示 49種 1,914頭

### 表示上の由来



ペットショップ及びフクロウカフェの店舗とウェブサイト調査の結果、多くの種が販売・展示利用されている現状が明らかになった。なかには、誤った種名や古い分類名で流通している種も…  
例) アカアシモリフクロウとして流通していた個体は、すべてチャコモリフクロウであった。

### 販売・展示頭数が多い種



メンフクロウ *Tyto alba*



アフリカオコノハズク属 *Ptilopsis leucotis/granti*



モリフクロウ *Strix aluco*

メンフクロウが最も多く、290頭の販売・展示を記録した。この3種で調査において確認した個体数1,914頭の約3割を占める。

### 絶滅のおそれが高まっている種



シロフクロウ *Bubo scandiacus*



マレーワシミズク *Bubo sumatranus*



チャコモリフクロウ *Strix chacoensis*

絶滅のおそれが高まっている原因は、気候変動、開発による生息地の劣化などさまざま。加えて、ペットや展示利用目的の捕獲も脅威となっている。

### 日本にもいる種



- フクロウ *Strix uralensis*
- シロフクロウ *Bubo scandiacus*
- トラフズク *Asio otus*
- ワシミズク *Bubo bubo*
- キンメフクロウ *Aegolius funereus*

### 色変わりと交雑種



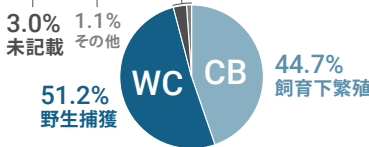
アルビノや異種間の交雑個体も確認された。珍しいフクロウを生み出すための意図的な交配は、遺伝子の多様性の減少、有害な潜在遺伝子の蓄積や遺伝子汚染を招く。

## 輸入

### 統計分析 1975-2021年

輸入 60種 23,738頭

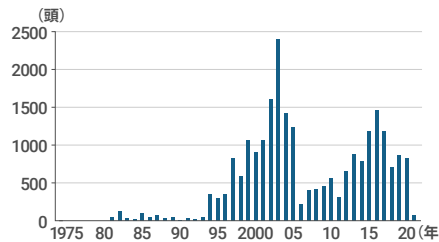
### 記録上の由来



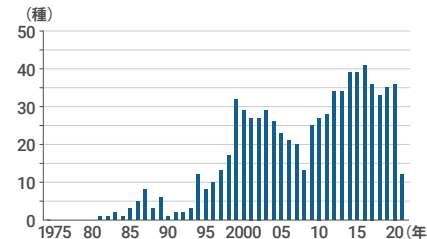
### 輸入頭数が多い種

- アフリカオコノハズク *Ptilopsis leucotis*
- ヨーロッパコノハズク *Otus scops*
- コキンメフクロウ *Athene noctua*

### 輸入頭数



### 種数



2012-2021年

違法取引

17件 62頭

日本への密輸、または日本人が関与した密輸が少なくとも17件発覚し、インドコキンメフクロウなど62頭が押収された。

フクロウは、全種がワシントン条約<sup>\*3</sup>の規制対象となっている。条約のデータによると日本がフクロウの商業輸入を初めて報告したのが、1981年。以来、毎年輸入がなされ、徐々に種数が増える傾向にある。特に、小型のフクロウの輸入が多い。2014年までは野生捕獲個体が多く、それ以降は飼育下繁殖個体の割合が高くなっている。

\*1 国際希少種・国内希少種

国際希少種は、「種の保存法」で登録個体以外の取引が禁止されている。国内希少種は、捕獲や取引が禁止されている。

\*2 VU・NT

国際機関 IUCN のレッドリストで危急種 (VU) 又は近危急種 (NT) に選定されている種

\*3 ワシントン条約

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」。国際的に行われる取引を規制し、野生動植物を保護することを目的とする。

裏面へつづく→



課題とその影響

- 1 絶滅のおそれが高まっている種が取引されている  
シロフクロウ, マレーワシミミズク, チャコモリフクロウ
- 2 由来を追跡することができない (WCかCBか, 生産地はどこか)  
→ 親は, WCや密輸された個体かもしれない
- 3 誤った種名や古い分類名で流通しているため, 実態の把握が困難
- 4 日本向けの違法取引が, 何件も発覚している
- 5 日本にいるフクロウが販売されているが, 確実に海外産であると確認できない  
フクロウ, シロフクロウ, トラフズク, ワシミミズク, キンメフクロウ
- 6 珍しいフクロウを作り出すための意図的な交配が行われている  
→ 遺伝子の多様性減少や遺伝子汚染のおそれがある
- 7 侵略的外来種となるおそれが高い種も取引されている  
メンフクロウ

1, 2, 3, 4, 5, 6

取引されている種に悪影響がある



2, 3, 4, 5

違法取引を助長するおそれがある



6, 7

日本の生態系に悪影響がある



解決へ向けて

消費者

野生動物のペット利用は, 自身や周囲の人びとはもとより, 自然環境にも影響を与え得ることをきちんと認識し, ペット飼育やふれあい展示の利用には慎重になるべき。

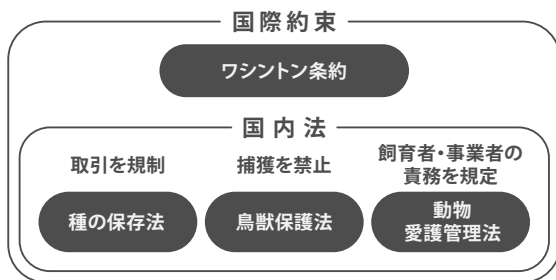
事業者

法令遵守は当たり前として, 業界として違法取引, 過剰利用, 生態系の棄損につながる行為を徹底排除すること。そもそも野生動物を利用することの是非を多面的に再考するべき。

立法者・政府

すべての国民が自然の恩恵を受けられる, 人と動物の適切な共生社会を目指し, 関連する法令の見直しと確実な運用を行うべき。

フクロウの利用に関する規制



ワシントン条約と種の保存法<sup>\*4</sup>で取引を規制し, 鳥獣保護法<sup>\*5</sup>により日本国内に生息する野生のフクロウの捕獲を禁止している。動物愛護管理法<sup>\*6</sup>は, 飼育者の責務, 販売や展示を行う事業者の管理を規定している。これら法律の見直しと施行の強化を行い, 販売・展示されているフクロウ各個体の由来が確認でき, 密輸・密輸された個体を市場へ紛れ込ませないトレーサビリティ制度を導入する必要がある。

調査方法

国内92施設のウェブサイト及び実店舗訪問によりフクロウ生体の販売・展示頭数, 種名等を調査してデータを記録し, 重複を除いて集計した。輸入統計分析 (商業目的の生体), 違法取引の事例調査も行った。

報告書

日本におけるフクロウのペット・カフェ展示利用の現状

URL <https://www.wwf.or.jp/activities/data/20240702wildlife01.pdf>

本調査は, 公益財団法人 JAC 環境動物保護財団の2023年度助成を受けて行われました。



\* 4 種の保存法

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」。国内に生息する種または外国産の希少な野生動植物の保全を目的とする。

\* 5 鳥獣保護法

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」。生物の多様性の確保, 農林水産業の健全な発展などを目的とする。

\* 6 動物愛護管理法

「動物の愛護及び管理に関する法律」。動物の虐待防止と適正管理を目的とする。

